昭和五十三年政令第二百八十六号 森林組合法施行令

及び第百十九条第二項の規定に基づき、この政令 する場合を含む。)、第百四条第二項、第百十八条 九条第一項において準用する場合を含む。)、第六 を制定する。 十九条第二項(同法第百九条第三項において準用 六号)第八条第一項、第十五条第五項(同法第百 内閣は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十

(森林組合の員外利用額の限度の特例)

第一条 森林組合法 (以下「法」という。) 掲げる事業とする。 条第八項ただし書の政令で定める事業は、 第九 次に

施業に係るもの 法第九条第一項第二号に掲げる事業のうち

三 法第九条第二項第十四号に掲げる事業 法第九条第八項ただし書の政令で定める額 林産物を原材料とする燃料の販売に係るもの その事業年度において組合員等(同項ただ 法第九条第二項第三号に掲げる事業のうち

を準用する場合の読替え) (保管事業を行う森林組合等について倉庫業法 その事業の分量の額に二を乗じて得た額とす し書に規定する組合員等をいう。)が利用する

第二条 法第十五条第五項 (法第百九条第一項に おいて準用する場合を含む。)の規定により倉 同表の下欄の字句と読み替えるものとする。 の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中 受けた森林組合又は森林組合連合会」と読み替 とあり、及び「倉庫業を営む者」とあるのは 臣」と、「倉庫業者」とあり、「発券倉庫業者」 臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大 る場合においては、同法の規定中「国土交通大 定(同法第二十六条の規定を除く。)を準用す 庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)の規 「森林組合法第十五条第一項(同法第百九条第 項において準用する場合を含む。)の許可を

|第八条第||前項の倉庫||倉庫保管約定 項

約款

倉庫 寄託倉庫保管約定 倉荷証券の 寄託者又は倉荷証券の所持人 寄託約款 別持 人

> 第二項 第二十二 |第二十七||第一条の目||倉荷証券の円滑な流通を確 条 第十三条第 第十三条前項 第十二条営業 条第一項的 を 達 成保する 第三項 ||又は前条第|同法第十五条第五項(同法 きは |該当すると||て準用するこの法律の規定 営業 第十三条第森林組合法第十五条第一項 は第三号に用する場合を含む。) におい 項第四号の|令で定める基準 第六条第一農林水産省令・国土交通省 する 号若しく 第百九条第一項において準 項 項 |森林組合法第十五条第一項 若しくはこれらの規定に基 森林組合法第十五条第一 保管事業 又は保管事業に関し不正な 項において同じ。) て準用する場合を含む。 (同法第百九条第一項にお 保管事業 て準用する場合を含む。) (同法第百九条第一項におい つく処分に違反したとき、 行為をしたときは

供の承諾等 (書面に記載すべき事項の電磁的方法による提 営業所 事務所

第三条 法第三十一条第八項(法第六十五条第五 項(法第百条第二項において準用する場合を含 る承諾を得なければならない。 種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によ 提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の 同じ。)により提供しようとする者(次項にお 磁的方法をいう。以下この条及び次条において 電磁的方法(法第二十六条第二項に規定する電 三項又は第三百十二条第一項に規定する事項を 法(平成十七年法律第八十六号)第三百十条第 む。)、第百条第一項及び第百九条第二項におい 定めるところにより、あらかじめ、当該事項の いて「提供者」という。)は、農林水産省令で む。)又は第百条第三項において準用する会社 (法第百九条第四項において準用する場合を含 て準用する場合を含む。)、第七十七条第八項

2 の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的 前項の規定による承諾を得た提供者は、 同項

> 供を電磁的方法によつてしてはならない。ただ 方法による事項の提供を受けない旨の申出があ した場合は、この限りでない。 つたときは、当該相手方に対し、当該事項の提 当該相手方が再び同項の規定による承諾を

第四条 う。) は、農林水産省令で定めるところにより、 第百九条第三項において準用する場合を含む。) は電磁的方法による承諾を得なければならな あらかじめ、当該通知の相手方に対し、 とする者(次項において「通知発出者」とい いて準用する場合を含む。)、第百条第二項及び いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又 (電磁的方法による通知の承諾等) 一項、第六十五条第五項(法第百条第二項にお 規定により電磁的方法により通知を発しよう 法第六十条の三第二項(法第五十三条第 その用

2 該相手方が再び同項の規定による承諾をした場 的方法によつて発してはならない。ただし、当たときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁 同項の相手方から書面又は電磁的方法により電 磁的方法による通知を受けない旨の申出があつ 合は、この限りでない。 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、

(森林組合の払込済出資額に応じてする剰余金

第五条 法第六十九条第二項の政令で定める割合 は、年七パーセントとする。

する場合の読替え) (森林組合等の創立総会について会社法を準用

第六条 法第七十七条第八項の規定により森林組 み替えるものとする。 において準用する同法第三十一条第七項」と読項」とあるのは「森林組合法第七十七条第八項 及び第三項の規定を準用する場合においては、 合の創立総会について会社法第三百十条第二項 第七十七条第七項」と、同条第三項中「第一 同条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法

第七十七条第八項の規定を準用する場合につい2 前項の規定は、法第百九条第四項において法

|第七条 法第八十四条第一項の政令で定める事項 組合をいう。)である場合にあつては、 合(法第四十一条の二第一項に規定する非出資 又は合併によつて成立する森林組合が非出資組 は、次に掲げる事項(合併後存続する森林組合 (合併契約等において定めるべき事項) 第二号

から第四号までに掲げる事項を除く。)とする。

成立する森林組合の名称、地区及び主たる事 合併後存続する森林組合又は合併によつて

二 合併後存続する森林組合又は合併によつて 成立する森林組合の出資一口の金額

三 合併によつて消滅する森林組合の組合員に 対する出資の割当てに関する事項

Ŧi. 対して支払をする金額を定めたときは、その 成立する森林組合の準備金(法第六十八条第 一項の準備金をいう。)に関する事項 合併後存続する森林組合又は合併によつて 合併によつて消滅する森林組合の組合員に

六 合併を行う森林組合が合併の日までに剰余 金の配当をするときは、その限度額

合併を行う時期

八 合併を行う森林組合の法第八十四条第一項 り総会の決議を経ないで合併を行う森林組合 の総会(法第八十四条の二第一項の規定によ にあつては、理事会)の日

2 ついて準用する。 する法第八十四条第一項の政令で定める事項に 前項の規定は、法第百条第四項において準

3 いて準用する。 る法第八十四条第一項の政令で定める事項につ 規定は、法第百八条の三第二項において準用す 第一項 (第一号から第四号までを除く。) の

規定する非出資組合をいう。)」とあるのは、 項について準用する。この場合において、 準用する法第八十四条第一項の政令で定める事 み替えるものとする。 「会員に出資をさせない森林組合連合会」と読 項中「非出資組合(法第四十一条の二第一項に 第一項の規定は、法第百九条第五項にお 第一

場合の読替え) (出資組合の吸収分割について民法を準用する

第八条 法第八十八条の五第一項の規定により民 るのは 法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十 部又は一部を当該会社から承継した会社」とあ た会社がその事業に関して有する権利義務の全 るのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規 条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあ 八条の十の規定を準用する場合においては、同 定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及 び分割により設立された会社又は当該分割をし 「同項に規定する吸収分割組合及び同

に規定する吸収分割承継組合等」と読み替える

第九条 法第八十八条の二第一項に規定する吸収 から承継した会社」とあるのは「同項に規定すして有する権利義務の全部又は一部を当該会社た会社又は当該分割をした会社がその事業に関と、「分割をした会社及び分割により設立され 抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十 継組合等」とする。 る吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承 八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」 の適用については、同条第一項及び第二項中 おいて準用する民法第三百九十八条の十の規定 九年法律第九十七号)第二十四条の二第二項に 二条の二第二項及び建設機械抵当法(昭和二十 律第百八十七号)第十九条の二第二項、航空機 分割についての自動車抵当法(昭和二十六年法 の適用がある場合に準用される民法の読替え) (出資組合の吸収分割について自動車抵当法等 「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第 2

る場合の読替え) (森林組合等の清算人について会社法を準用す

算人について会社法第三百八十六条第一項(第第十条 法第九十二条の規定により森林組合の清 及び第二号に係る部分に限る。)並びに第四百一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号 えるものとする。 のは「森林組合法第八十九条第一項」と読み替 同法第四百七十八条第四項中「第一項」とある において準用する同法第四十八条第二項」と、 条第四項」とあるのは「森林組合法第九十二条 条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四 は、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十 七十八条第四項の規定を準用する場合において 3

第九十二条の規定を準用する場合について準用前項の規定は、法第百九条第五項において法

合の読替え) (生産森林組合の理事について法を準用する場

第十一条 法第百条第二項の規定により生産森林 二項」とあるのは、「第九十八条の九第一項」場合においては、同号イ中「次条第一項又は第(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する 組合の理事について法第四十九条の三第九項 と読み替えるものとする。

る場合の読替え) (生産森林組合の設立について会社法を準用す

第十二条 法第百条第三項の規定により生産森林

組合の設立について会社法第三百十条第二項及

七項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは び第三項の規定を準用する場合においては、同 法第三十一条第七項」と読み替えるものとす 百条第三項において準用する同法第七十七条第 条第二項中「前項」とあるのは「森林組合法第 「森林組合法第百条第三項において準用する同

第十三条 法第百条の五第一項の政令で定める者 三第一項に規定する組織変更をいう。次項にお ととなる組合員とする。 いて同じ。)前の生産森林組合から脱退するこ 六条第一項の規定により組織変更(法第百条の は、法第百条第一項において準用する法第三十

三第一項に規定する組織変更の日」とする。 「脱退した事業年度末」とあるのは、「第百条の 八条第二項の規定の適用については、同項中 用する法第三十六条第一項の規定にかかわら て、法第百条第一項において準用する法第三十 前二項の規定は、法第百条の十八及び第百条 前項の組合員は、法第百条第一項において準 組織変更の日に脱退する。この場合におい

条の二十四において準用する場合にあつては るのは、法第百条の十八において準用する場合 「第百条の二十第一項」と読み替えるものとす にあつては「第百条の十五第一項」と、法第百 において、前二項中「第百条の三第一項」とあ の政令で定める者について準用する。この場合 の二十四において準用する法第百条の五第一項

第十四条 法第百一条第七項ただし書の政令で定 める事業は、次に掲げる事業とする。 (森林組合連合会の員外利用額の限度の特例) 法第百一条第一項第一号の二に掲げる事業

二 法第百一条第一項第五号に掲げる事業のう ち林産物を原材料とする燃料の販売に係る のうち施業に係るもの

2 法第百一条第七項ただし書の政令で定める額 三 法第百一条第一項第十六号に掲げる事業 その事業の分量の額に二を乗じて得た額とす し書に規定する所属員等をいう。)が利用する は、その事業年度において所属員等(同項ただ

第十五条 森林組合連合会が法第百四条第二項の 規定によりその会員に対して二個以上の議決権 (森林組合連合会の会員の議決権及び選挙権)

> 総数は、会員に平等に与える議決権及び選挙権 る議決権及び選挙権以外の議決権及び選挙権の 及び選挙権を与えるときは、会員に平等に与え の総数を超えてはならない。

(株式等の割当てを受けることができない者)

等の適用がある場合に準用される民法の読替(出資連合会の吸収分割について自動車抵当法 読み替えるものとする。

第十七条 法第百八条の四第一項に規定する吸収 権利義務の全部又は一部を当該会社から承継し当該分割をした会社がその事業に関して有する 第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割る会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四 連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合 た会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割 をした会社及び分割により設立された会社又は 用する民法第三百九十八条の十の規定の適用に 設機械抵当法第二十四条の二第二項において準 分割についての自動車抵当法第十九条の二第二 会」とする。 項、航空機抵当法第二十二条の二第二項及び建 ついては、同条第一項及び第二項中「分割をす

(新設分割について民法を準用する場合の読替

第十八条 法第百八条の十五の規定により民法第 利義務の全部又は一部を当該会社から承継した 三百九十八条の十の規定を準用する場合におい 定する新設分割設立連合会」と読み替えるもの 合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規 会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組 該分割をした会社がその事業に関して有する権 社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第 とする。 ては、同条第一項及び第二項中「分割をする会 した会社及び分割により設立された会社又は当 項に規定する新設分割組合等」と、「分割を

第十九条 法第百八条の十二第一項に規定する新 設分割についての自動車抵当法第十九条の二第 る場合に準用される民法の読替え) (新設分割について自動車抵当法等の適用が

る場合の読替え) (出資連合会の吸収分割について民法を準用す

二項、航空機抵当法第二十二条の二第二項及び

準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用 建設機械抵当法第二十四条の二第二項において

する会社」とあるのは「森林組合法第百八条の については、同条第一項及び第二項中「分割を

第十六条 法第百八条の七の規定により民法第三 会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合 分割をした会社がその事業に関して有する権利た会社及び分割により設立された会社又は当該 百九十八条の十の規定を準用する場合において 義務の全部又は一部を当該会社から承継した会 項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をし 社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一 同条第一項及び第二項中「分割をする会

第二十条 法第百九条第三項において準用する法 剰余金配当の限度) 設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第 承継した会社」とあるのは「同項に規定する新 有する権利義務の全部又は一部を当該会社から 社又は当該分割をした会社がその事業に関して 十二第一項に規定する新設分割組合等」と、 (森林組合連合会の払込済出資額に応じてする 分割をした会社及び分割により設立された会 号に規定する新設分割設立連合会」とする。

第六十九条第二項の政令で定める割合は、 パーセントとする。 年八

(組合と特殊の関係のある者)

第二十一条 殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。 定する子会社をいう。) その組合の子会社(法第百十条第三項に規 法第百十条第二項の政令で定める特

(都道府県が処理する事務) 十を超える議決権を有する森林組合連合会 その組合がその総会員の議決権の百分の五

第二十二条 うことを妨げない。 事務(法第百十一条第一項並びに第百十五条第 ときは、農林水産大臣が自らその権限に属する な運営を確保するため特に必要があると認める 会」という。) に関するものは、都道府県知事区とする森林組合連合会(以下「都道府県連合 第百十九条第一項の規定により農林水産大臣の 項に規定する行政庁の権限に属する事務で、 十一条第一項から第五項まで、第百十三条第一 が行う。ただし、都道府県連合会の事業の健全 権限に属するもののうち、都道府県の区域を地 項及び第二項並びに第百十五条第一項及び第二 項及び第二項に規定する事務を除く。)を行 法第百十条第一項及び第二項、第百 法

規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定 知事に適用があるものとする は、都道府県知事に関する規定として都道府県 前項本文の場合においては、法中同項本文に

府県連合会若しくはその子会社等の検査を行つ十一条第一項から第五項までの規定により都道 ならない。 た場合には、農林水産省令で定めるところによ はこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第百 次項において同じ。)から報告を徴し、若しく 項に規定する子会社等をいう。以下この項及び より都道府県連合会若しくはその子会社等(同 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づ その結果を農林水産大臣に報告しなければ 法第百十条第一項若しくは第二項の規定に

結果を関係都道府県知事に通知しなければならは、農林水産省令で定めるところにより、その 若しくはその子会社等の検査を行つた場合に 項から第五項までの規定により都道府県連合会 対し資料の提出を命じ、又は法第百十一条第二 の子会社等から報告を徴し、若しくはこれらに 第二項の規定により都道府県連合会若しくはそ 農林水産大臣は、法第百十条第一項若しくは 2

を農林水産大臣に報告しなければならない。 産省令で定めるところにより、当該処分の内容 二項の規定による処分をした場合には、農林水 都道府県知事は、都道府県連合会に対し、第 しくは第二項又は第百十五条第一項若しくは第 項本文の規定に基づき法第百十三条第一項若

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十三 年十月二日)から施行する。 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和六〇年五月一八日政令第一 抄

附則 号) 抄 (平成六年九月一九日政令第三〇

(施行期日)

第一条 この政令は、 成六年十月一日)から施行する。 (平成九年四月一日政令第一一七 行政手続法の施行の日 伞

この政令は、公布の日から施行する。 則 (平成一一年一二月二二日政令第

(施行期日)

一六号)

抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施 行する。

第十八条 この政令の施行前に第三十五条の規定 による改正前の森林組合法施行令第七条の規定 (森林組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

附

則

(平成二七年二月四日政令第三七

場合については、第三十五条の規定による改正 組合法施行令」という。)第七条第三項及び第 後の森林組合法施行令(次項において「新森林 項若しくは第百十六条の規定による処分をした 命令若しくは第百十一条の規定による検査を行 の規定による報告の徴収若しくは資料の提出の において「旧森林組合法」という。) 第百十条 第二百九十二条の規定による改正前の森林組合 五項の規定は、適用しない。 しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第二 った場合又は旧森林組合法第百十三条第一項若 により権限を委任された都道府県知事が整備法 (昭和五十三年法律第三十六号。以下この条

四項までの規定による検査を行った場合につい 資料の提出の命令又は第百十一条第二項から第 合法第百十条の規定による報告の徴収若しくは は、適用しない。 ては、新森林組合法施行令第七条第四項の規定 この政令の施行前に農林水産大臣が旧森林組

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 この政令の施行前にした行為に対す る。 る罰則の適用については、 なお従前の例によ

〇 附号 則 則 (平成一二年六月七日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 (平成十三年一月六日) から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日

附 四一〇号) 則 (平成一三年一二月一九日政令第

の施行の日(平成十四年四月一日)から施行す この政令は、倉庫業法の一部を改正する法律

二三号) 則 (平成一七年六月二四日政令第1

(施行期日)

第一条 この政令は、 ら施行する。 る法律の施行の日 (平成十七年七月十七日) か 森林組合法の一部を改正す

七九号) 則 (平成一八年四月二六日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日 八年五月一日)から施行する。 (平成十

> 行の日 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施 この政令は、会社法の一部を改正する法律の (平成二十七年五月一日) から施行す

三九六号) 則 (平成二八年一二月二六日政令第

この政令は、平成二十九年四月一日から施

する。

三三九号) 則 (平成三〇年一二月一九日政令第

(施行期日)

1

四月一日)から施行する。 この政令は、商法及び国際海上物品運送法 部を改正する法律の施行の日 1(平成三十一年1上物品運送法の

則 (令和二年九月一六日政令第二七

の改正規定は、公布の日から施行する。 る。ただし、第一条中森林組合法施行令第九条 この政令は、令和三年四月一日から施行す